

奈良教育大学教育研究支援機構規則

平成23年 2月25日
制 定

改正 平成24年 2月22日規則第17号

改正 平成25年12月27日規則第32号

改正 平成26年 3月20日規則第15号

改正 平成27年 7月29日規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号。以下「学則」という。）第22条第2項の規定に基づき、奈良教育大学教育研究支援機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 機構は、第3条に規定するセンター等（以下「機構構成センター」という。）相互の連携とその機能の調整を行うことにより、奈良教育大学（以下「本学」という。）の教育・研究ならびに地域への貢献に資することを目的とする。

(組織)

第3条 機構は、次のセンター等で組織する。

- 一 図書館
- 二 次世代教員養成センター
- 三 国際交流留学センター
- 四 特別支援教育研究センター
- 五 理数教育研究センター
- 六 自然環境教育センター

(業務)

第4条 機構は、次の業務を行う。

- 一 前条に規定する各機構構成センター相互の連携とその機能の調整に関する事。
- 二 本学の教育・研究への支援に関する事。
- 三 地域への貢献に関する事。

(機構長)

第5条 機構長は、機構の運営に関する業務を掌理するとともに、図書館長を兼ねる。
2 機構長の選考については、別に定める。

(副機構長)

第6条 機構に副機構長を置き、第3条第二号から第六号に規定するセンターの長の中から、機構長が指名した者をもって充てる。
2 副機構長は、機構長を補佐する。
3 副機構長の任期は、機構長が指名の都度定める。ただし、機構長の任期の終

期を超えることはできない。

(運営委員会)

第7条 機構の運営に関する事項を審議するため、機構に奈良教育大学教育研究支援機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(運営委員会の組織)

第8条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 機構長
- 二 副機構長
- 三 機構構成センターの各センター長
- 四 学長の指名する者 若干名

(審議事項)

第9条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- 一 機構構成センター間の連携と調整に関する事。
- 二 学部・大学院との連携及び共同研究に関する事。
- 三 附属幼稚園、附属小学校及び附属中学校との連携及び共同研究に関する事。
- 四 地域との連携協力に関する事。
- 五 学外機関との連携協力に関する事。
- 六 中期目標・中期計画に関する事。
- 七 広報に関する事。
- 八 その他、機構の運営に関する事。

(委員長)

第10条 運営委員会に委員長を置く。

2 委員長は機構長をもって充て、委員会を招集し主宰する。

(副委員長)

第11条 運営委員会に副委員長を置き、副機構長をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(議事)

第12条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は委員長が決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第13条 運営委員会は、必要に応じて関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第14条 機構の事務は、機構構成センターの事務を処理する部課の協力を得て、教育研究支援課が処理する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年3月24日から施行する。

附 則（平成24年規則第17号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第32号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第15号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第39号）

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。